

財団法人総合研究開発機構賛助会員規約

[2008年(平成20年)4月1日施行]

(目的)

第1条 この規約は、財団法人総合研究開発機構(以下「機構」という。)寄付行為第38条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定め、もって本機構に対する外部関係者の理解と協力・支援を得て、公共政策に関する研究活動の推進に資することを目的とする。

(賛助会員)

第2条 本機構の事業目的に賛同し、研究活動の円滑な実施に協力・支援しようとする都道府県及び政令指定都市の地方公共団体とし、本機構への登録申込みを経て、賛助会員となる。

2. 本機構は、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 本機構が作成又は発行する刊行物、資料等の提供
- (2) 本機構が開催する講演会、研究会、懇談会等への招待
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(会費、寄付等)

第3条 賛助会員は、年会費を納めるものとする。

2. 年会費は、1,000,000円(1口250,000円とし4口)以上とする。

3. 第2条第1項及び前2項の定めによるもののほか、2007年度(平成19年度)以降に本機構に対し10,000,000円以上の出捐金または寄付金を納める地方公共団体及び企業等の法人は、期限の定め無い特別賛助会員とする。

(退会・除名)

第4条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本機構に書面でその旨を届け出るものとする。ただし、既納の賛助会費等は返還されない。

2. 本機構は、次の各号の一つに該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本機構の研究活動もしくは経営を妨げ、または妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意または重大な過失により、本機構の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第5条 賛助会員について、この規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規約は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。